

青梅市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）に対する意見募集（パブリック・コメント）の結果および回答について

1 募集期間

平成26年12月15日（月）から平成27年1月7日（水）まで

2 閲覧場所等

防災課窓口、健康課窓口、市役所行政情報コーナー

各市民センター（11カ所）、中央図書館、市ホームページ

3 意見受付方法

郵送、FAX、防災課もしくは健康課窓口へ持参、電子メール

4 受付意見：提出者数 1人（健康課宛メール）

5 内容

1章 総論

2 対策の目的 P.4 他

市民の意見	市の考え方
<p>「社会経済」という言葉からは、伝染病の流行下でも売上を維持せよ、との印象を受ける。</p> <p>また対策の目的として、生命の保護と経済への影響回避が並び立っており、命とカネは同等なのかと不審に思ってしまう。社会経済ではなく「社会活動の継続」や「社会機能の維持」などと言い換えることは出来ないか。</p>	<p>市行動計画では、社会活動と経済活動を分けて標記しております。これは、人命と経済を同等に扱うという趣旨ではなく、経済活動の停滞は、社会不安へとつながる危険性があり、経済活動を維持することも重要な要素であると考えられるためであります。</p> <p>政府行動計画、東京都行動計画でも併記されており、市行動計画においても、社会活動と経済活動について標記いたしました。</p>

#### 4 発生段階の考え方 P. 7 他

市民の意見	市の考え方
<p>新型インフルエンザ等の発生段階として、まず海外で発生し、それが国内・都内に上陸する、といった流れを想定している。海外での事例から毒性や感染力の知見が得られ、また都内に感染拡大するまでの間に体制を整えることが出来る仕組みだ。</p> <p>しかしこの流れに従うと、都内が世界の感染源となった場合には対応が遅れが生じるのではないか。例として、PPV（ウメ輪紋ウイルス）は既知のウイルスであったが、PPVのウメへの感染は青梅市が世界初である。対応が後手後手に回ったのは周知の通りである。</p>	<p>国内が発生元になった場合に備え、市行動計画では未発生期においてもサーベイランス・情報収集を政府、東京都等関係機関と連携を取って、市行動計画にもとづき迅速に対応できるよう努めております。</p>

### 3章 対策の基本項目

#### 4 感染拡大防止 P. 21 他

市民の意見	市の考え方
<p>感染拡大「防止」という言葉からは、絶対に広めてはいけないという強迫感や、リ患自体がマイナスであるとの印象を受ける。転じて患者への差別や極端な自己防衛策を招くのではないか。実際には感染拡大のペースを遅らせるのが目的なのだから、防止より「抑制」の方が適切ではないか。</p>	<p>新型インフルエンザ等感染症については、感染症法第6条第7項に規定されているとおり、大半の国民が免疫を持っていないことが想定されております。そのため、可能な限り感染を防ぐことを念頭に、強調の意味を含め「防止」と表記していますが、「抑制」との併記について検討いたします。</p> <p>また、患者への差別や発生地域への風評被害については、市行動計画の中でも表記しているとおり、被害が発生しないよう正確な情報を可能な限り迅速に市民へ発信するよう努めてまいります。</p>
<p>市民向けの感染予防・医療機関受診マニュアルがあると便利だと思う。</p>	<p>行動計画策定後の課題と考えております。</p>
<p>抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は耐性ウイルスを生む可能性がある。発症後に速やかに投与すべきだ。</p>	<p>感染者が発生した場合の対応は、地区を所管する保健所が患者や家族への対応を行うこととなっております。市として可能な限り早急に患者、および感染の疑いのある方々についての情報を保健所へ情報提供し、抗インフルエンザウイルス薬投与を含め感染拡大を防げるよう連携してまいります。</p>

市民の意見	市の考え方
<p>学級閉鎖や休校などの実施は必要に応じて、とあるが何かしらの判断基準があるのか。</p>	<p>現在、季節性インフルエンザに伴う臨時休業について、市教育委員会は、当該学校の欠席状況、登校している児童・生徒のり患状況、学校医の意見、地域の流行状況、所管の保健所の助言などを参考にし、必要があると認められたときは、学級、学年または学校を単位とする臨時休業の措置をとることとしています。</p> <p>新型インフルエンザの場合は、その特徴を踏まえて措置を講じることが重要であり、国や都からの情報を踏まえ、適切に措置を講じてまいります。</p>

## 5 予防接種 P. 25

市民の意見	市の考え方
<p>接種順位は医学的ハイリスク者が高順位とは限らない。感染者の多い集団を優先しなければ感染拡大を抑えることは出来ない。例えば、平成21年のパンデミック時には若年者が多くり患した。また、2回接種が規定であれば1回に減らして、その分より多くの人に接種するような工夫もある。</p>	<p>新型インフルエンザ等感染症については、政府対策本部において、発生したウイルスの病原性等の特性にかかる基本的対処方針等諮問委員会の意見を参考に、国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断され、国の基本的対処方針で示されることとなっております。</p> <p>また、接種回数についてもワクチンにより用法、用量等が規定される予定であります。規定された用法・用量を遵守し、対応することとなります。</p>

6 医療 P. 25

市民の意見	市の考え方
<p>市の実情に応じた医療体制の整備を推進、とあるが現在の整備状況の認識や目標値の設定は行っているのか。また、一般医療機関の診療継続計画や院内感染防止対策が、努力義務程度の記述になっているのはなぜか。都内感染期に医療体制を維持するのに必要だと思う。</p>	<p>医療体制の整備状況の認識、目標値の設定については、平成27年度以降、定める必要があると考えます。一般医療機関については今後、市の医療体制の整備、推進を図る中で、青梅市医師会等関係機関と連携をとり、整備を進めてまいります。</p>

7 市民生活および市民経済の安定の確保 P. 27

市民の意見	市の考え方
<p>社会的弱者として高齢者、障害者だけでなく、貧困者への生活支援も必要ではないか。また貧困者は医療機関の受診を控える傾向にあり、感染拡大の温床となり得る。貧困者の受診率を高めるよう保険制度を改正すべきだ。</p>	<p>社会的弱者への対策としては、生活困窮者の方々についても、国の方針にもとづき感染を拡大させないために体制整備を行い、受診率の向上に向けた取り組みを検討します。</p>
<p>備蓄の奨励や買占めへの戒めは結構なことだ。しかし新型インフルエンザ等の流行により、モノだけでなく公共交通、福祉といったサービスも不足する事を考慮すべきだ。</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条に規定される、公共交通機関を含めた指定公共機関および指定地方公共機関については新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を策定することとなっております。</p> <p>市といたしましても、公共機関と協力し社会活動の維持に努めるための検討をする必要があると考えます。</p>

その他 全般

市民の意見	市の考え方
<p>新型インフルエンザ等が、症状が類似した既知の感染症（季節性インフルエンザ等）と同時に流行した場合の対応が無い。</p>	<p>季節性インフルエンザについては、感染症法第6条の5類感染症に該当し、感染症法により対応が規定されております。同時に流行した場合は、感染症法と市行動計画それぞれにもとづき対応を行い、感染拡大の抑制・防止に努めることとなっております。</p>
<p>新型インフルエンザ等が、災害と同時発生した場合の対応が無い。災害時は防疫体制や衛生確保が難しく、感染が爆発的に拡大する恐れがある。地域防災計画との整合が必要だ。</p>	<p>御指摘いただきましたとおり、同時に発生した場合の対応は非常に困難なものが想定されます。地域防災計画との整合性を図り、関係各所と協力できる取り組みが必要と考えます。</p>